

令和 7 年 第 1 3 回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和 7 年 8 月 1 9 日

品川区教育委員会

令和7年第13回教育委員会臨時会

日 時 令和7年8月19日（火）

開会：午後2時

閉会：午後2時55分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	教育長職務代理者	吉村	潔
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠
	委 員	吉原	幸子

出席理事者	教 育 次 長	米田	博
	庶 務 課 長	船木	秀樹
	学 務 課 長	石井	健太郎
	指 導 課 長	酒川	敬史
	教育総合支援センター長	丸谷	大輔
	特別支援教育担当課長	新井	正康
	品川図書館長	三ッ橋	悦子
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	齊藤	隆光

事務局職員	庶 務 係 長	安藤	尚之
	書 記	田島	希望
	書 記	羽田	優太

傍 聴 人 数 なし

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第 47 号 議 案 品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について
- 第 48 号 議 案 令和 8 年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について
- 報 告 事 項 1 教職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 2 教職員の任免等について（退職）
- 報 告 事 項 3 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について
- 報 告 事 項 4 事務局職員の任免等について（休職）

令和7年第13回教育委員会臨時会

令和7年8月19日

【教育長】 ただいまから、令和7年第13回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に、濱松委員、吉原委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方はいらっしゃいません。

初めに会議の持ち方についてですが、日程第2、報告事項1、教職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項2、教職員の任免等について（退職）、日程第2、報告事項4、事務局職員の任命等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第47号議案、品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第47号議案、品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について御説明いたします。

資料1をお願いします。すみません、資料1を御覧いただきまして、資料1を5ページほどお進みください。よろしくお願いいたします。資料1を5ページお進みいただきまして、「品川区教育委員会事務事業評価実施要領改正の概要について」をお願いいたします。

まず、項番1の改正理由でございますが、教育委員会における事務事業評価のほか、区におきましても、毎年度、各事務事業の進捗状況を把握し、改善、見直しを図るための行政評価（事務事業評価）を実施しております。このことを踏まえまして、教育委員会における事務事業評価の総合評価を区の行政評価の評価基準と統一することで、評価の一貫性を高め、より質の高い政策立案を通じて効果的な教育施策を推進するものでございます。

項番2の改正内容ですが、まず改正前の評価基準では、基本評価といたしまして、継続性、効果性、効率性の観点から、それぞれの項目に対して、基本評価におきましてもAからDまでの評価を行った上で、この評価を基に、最終的な総合評価を再度AからDまでの評価により評価するものとしておりました。

資料を1枚お進みいただきまして、改正後の評価方法でございますが、基本評価の段階ではAからDまでの評価を行わず、基本評価の評価項目自体は変更せずに、評価の視点として記載している内容から記述式の評価を行うものいたします。その上で、総合評価につきましては基本評価を基にAからDの評価を行うものとし、併せまして評価基準を区の行政評価の評価基準（評価の考え方）と統一いたします。

今回の改正では、ただいま御説明いたしました評価に関する部分のみとし、それ以外の教育委員会における事務事業評価の趣旨や評価の対象事業、評価の単位などについてはこれまでどおりいたします。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

こちらは昨年度実施したときに皆さま方からいただいた意見を受けての改正ということで、今回提案をしております。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、採決いたします。

第47号議案、品川区教育委員会事務事業評価実施要領の改正について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第48号議案、令和8年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について、説明をお願いします。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 それでは、48号議案について説明をいたします。

資料ナンバーは2-1、電子データは11ページからになります。

まず、こちらの議案についてでございますけれども、特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、基本的には学校教育法附則第9条1項の規定に基づきまして、通常の学級の教科用図書では対応が難しい場合に、個別のニーズに合わせて、文部科学省検定済教科書または文部科学省著作教科書以外の一般図書を教科用図書として使用することができるという制度がございます。本区では、こういった一般図書を教科用図書として申請する場合に、本区で作成した一般図書のリストの中から、各特別支援学級設置校がそのときの子供の実態に応じて、一般図書を選択して申請することとしております。

今回の議案につきましては、一般図書のリストについて3冊の図書の追加を希望することと、供給不能となった一般図書が1冊ございます。そちらをリストから削除することでございます。そのため、今回は3冊のうちからいずれかを選ぶというのではなくて、選べる一般図書一覧にそれぞれの3冊を一般図書として加えてよいかどうかということをお諮りする議案でございます。3冊それぞれの一般図書の内容が、知的障害の特別支援学級において、活用性もあって適切であるかどうかという観点から御協議をいただければと存じます。

それでは、これより図書をお配りしますので、少々お待ちくださいませ。

それでは、担当の指導主事より御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 指導主事。

【指導主事】 私からは、令和8年度特別支援学級使用教科用図書の選定について説明いたします。

品川区立学校使用教科用図書に関する要領では、特別支援学級用教科用図書は、原則として当該採択地区の小・中学校及び義務教育学校の通常の学級で使用する教科書と同じ教

科書を使用するものとしています。しかし、特別支援学級の児童・生徒の実態に応じ、特別の教育課程を編成した場合、または当該学年で使用する教科書が適当でない場合、毎年度採択替えを行うことができ、本区においては教科用図書として使用できる一般図書を品川区立学校特別支援学級使用教科用図書一覧表としてまとめております。

教科用図書として使用できる一般図書の一覧についての令和8年度版の案が、資料2-4でございます。電子データは16ページから20ページでございます。

本年度も令和8年度に使用する一覧を作成することを目的として、特別支援教育に関する専門性を有する校長等から構成される選定委員により、7月29日に調査を行いました。その結果、今年度は新規に一覧として追加するかを御審議いただきたい一般図書が、国語で2点、生活科で1点ございました。

資料2-2、電子データは12ページを御覧ください。新たに掲載を希望する図書が、こちらの『あっちゃんあがつくたべものあいうえお』、赤い背表紙の本でございます。続いて、『カっちゃんカがつくたべものカタカナあいうえお』、国語で掲載予定です。最後に、『しりとりしましょ！たべものあいうえお』、生活科で掲載予定です。青い背表紙のものとなります。新規追加希望がこれら3冊でございます。お手元には2冊を御準備しております。

また、令和7年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書一覧表の国語に記載をしていた『こども語源じてん』、講談社の図書については、廃盤により供給不能のため、令和8年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書一覧表から削除する案としています。

それでは、新規追加について御審議いただく、一般図書について調査の結果を御報告します。初めに、国語『あっちゃんあがつくたべものあいうえお』、リーブルの図書と、国語『カっちゃんカがつくたべものカタカナあいうえお』、リーブルの図書について、本書の構成が類似しているため、2冊併せて説明いたします。資料2-3-1、電子データ13ページと、資料2-3-2、電子データ14ページを御覧ください。こちらの資料に、選定委員会での調査結果をお示ししています。

『あっちゃんあがつくたべものあいうえお』では平仮名を、『カっちゃんカがつくたべものカタカナあいうえお』では片仮名を学習することができます。お手元の赤い付箋から順に御覧ください。内容及び構成については、見開きで1文字ずつ、濁音・半濁音を含めて69音全てが五十音順に登場しています。歌ったりリズムに乗ったりしながら、「あ」から「ん」までを学ぶことができます。表記については、文字の大きさ、文字数、書体、色遣いについて、いずれも選定委員の意見では、知的障害のある児童・生徒にとっても読みやすいものとなっているという意見でございました。身近な食べ物の絵やリズムのある読み方で、知的障害のある小学生低学年の児童の興味・関心を引いて、平仮名の文字指導を行うことができます。

続いて、資料2-3-3、電子データ15ページを御覧ください。生活『しりとりしましょ！』、リーブルの図書について説明いたします。まず、内容と構成についてです。「あ」から「ぼ」で始まる食べ物が五十音順に紹介されています。親しみやすい絵と単語により、食べ物への興味と知識を持つことができるようになっています。紹介されている食べ物がしりとりになっているので、言葉の認識、発音、語彙力などを養う言語指導と関連づけながら、四季折々の様々な食べ物を知り、生活を豊かにすることができます。最後に、表記

や表現についてですが、本文の文字は平仮名を基本として記述されており、知的障害を有する児童・生徒本人が読みやすいよう配慮されています。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 別に質問じゃなくて、今こちらとこちらを読ませていただいたんですけど、委員会のほうの提案どおり、私も提案どおり、非常に子供が学ぶにはいいのかなというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 私も見せていただいて、すごくイラストも優しい色合いで、キャラクターたちも優しい表情をしているので、御提案にもあって読みやすいだろうし、いいなと思って、賛成です。

【教育長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、令和８年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について、採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 それでは、採決いたします。

第４８号議案、令和８年度品川区立学校特別支援学級使用教科用図書について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第２、報告事項３、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について、本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてにつきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議、報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長から説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第１４条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたします。

それでは、非公開の会議を開きます。

— 了 —